

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る面談
2. 日時：令和元年10月10日（木）13時35分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 今回の変更認可申請範囲
 - ✓ 燃料の分類と実施計画の対応
- 既認可の構内輸送容器（7体収納）について
 - ✓ 輸送容器の概要及びバスケット構造
 - ✓ 使用済燃料収納缶（小）の構造
- 構内輸送容器（7体／2体収納）の構造の違いについて
- 新規の構内輸送容器（2体収納）について
 - ✓ 輸送容器の概要及びバスケット構造
 - ✓ 使用済燃料収納缶（大）の構造
- 安全評価における既認可からの変更点
- 輸送容器（2体収納）の使用前検査確認項目
- 破損燃料用輸送容器（7体／2体）に係る臨界評価
 - ✓ 燃料被覆管が損傷した状態を想定して臨界評価を実施し、最も厳しい条件においても実効増倍率が設計基準を満足して未臨界であることを確認

○原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、輸送容器（2体収納）の使用前検査確認項目において検査不要としている項目については、バスケット構造が変更になることを考慮すると既認可の検査結果とは異なる可能性があるため、検査の要否について再度検討すること等を求めた。

6. その他

資料：

- 【補足説明資料】破損燃料用輸送容器に係る実施計画Ⅱ章の変更について
- 破損燃料用輸送容器（7体）に係る臨界評価書
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る臨界評価書